

ご挨拶

4年に一度の世界的一大イベントFIFAワールドカップロシア大会は、フランスの優勝で幕を閉じましたが、日本代表も大活躍で大変盛り上がり、寝不足が続きましたが、皆さんはいかがでしたか? これから来年は、ラグビーワールドカップ日本大会、再来年は、東京オリンピック・パラリンピックと大きなイベントが続きますが、日本チームの活躍を期待したいものです。ところで、今年1月22日に開会しました第196通常国会は、当初予定では6月20日までの150日間でしたが、32日間の延長となり、7月22日で会期末を迎えました。今国会では、多くの法案が成立しましたが、主な法案は以下の通りです。

*民法の一部改正法案

成年年齢を20歳から18歳に引き下げる。婚姻は男女とも18歳にならなければできないものとする。

*スポーツドーピング防止活動推進法

スポーツにおけるドーピング防止活動に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定める法律。

*国民の祝日に関する法律

毎年10月の第2月曜日の「体育の日」の名称を「スポーツの日」に改める。

*公職選挙法の一部を改正する法案

参議院の定数は、今までより選挙区が2人、比例代表が4人増え、全体で6人増の248人(以前は242人)に改める。また参議院名簿登載者のうち優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位が参議院名簿に記載される。

*働き方改革推進法案

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、高度プロフェッショナル制度の創設等の措置を講ずる。

*健康増進法の一部を改正する法案(受動喫煙の防止法案)

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

*特定複合観光施設区域整備法案(1R法案)

国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することが一層重要であり、特定複合観光施設区域の整備の推進を図ることを目的とした法律(カシノ解禁法)。

参議院議員

藤井基之

化粧品は日本を救うか

日本化粧品工業連合会
専務理事 山本順二

今、日本の化粧品産業は国内市場、海外市場ともに好調が続いている。昨年の国内出荷金額と輸出金額とは過去最高を更新した。その牽引役はメイドインジャパンの化粧品を求め訪日外国人である。日本で化粧品を購入した外国人が帰国後も日本の化粧品をリピート購入することで、国内のインバウンド売上と輸出によるアウトバウンド売上とが好循環を起している。インターネットを利用した越境ECの普及も輸出の増加に拍車をかけている。

日本の化粧品が海外の消費者に受け入れられている第一の理由は、品質や安全性の高さである。我が国の化粧品開発技術は国際的にも折り紙つき、高齢社会のニーズに対応した高機能製品はアジアだけでなく欧米の消費者にも注目されている。メイドインジャパンの化粧品に対する海外市場の信頼は私達の想像以上のものがある。人の肌に直接、使用する化粧品では消費者の信頼を得ることは何よりも重要なことだと思つ。さらにいえば、日本の化粧品に対する高い評価は、製品そのものの品質や安全性だけでなく、いささか手前味噌だが、日本の化粧品産業、ひいては日本に対する信頼によるところも少なくないと思つている。多少の例外はあっても日本人の几帳面さや誠実さには定評がある。それだけで商売がうまくいくほど世の中は甘くないという声も聞こえてきそうだが、信頼関係は商売の大前提ではないだろうか。

現在、日本の化粧品を最も多く購入してくれるのは、海外では中国の消費者である。中国の化粧品市場は米国に次ぐ世界第二位の規模で、日本をはじめ、欧米、韓国等の化粧品企業が熾烈な競争を続けている。中国市場は世界の化粧品産業にとって魅力的だが、同時に、その時々の政治状況に大きく影響される等さまざまなリスクもはらんでいる。このような市場で日本の化粧品が広く受け入れられているのは大健闘といつてもいいのではないか。今後の日中関係を予測するのは難しいが、両国の関係が順調である限り、日本の化粧品の売上も好調である。いかなれば化粧品は日中関係のバロメーターである。もちろん、日中二国間に限らず友好信頼関係がなければ化粧品の国際貿易は成り立たない。あえて我田引水のそしりをおそれずにいえば、化粧品が日本の信頼を高め、良好な国際関係を保つことに少しでも役立つこともあるのではないか。化粧品産業に携わる者の真夏の夜の夢である。

コラム



藤井もとゆき国会日記 その1

平成30年4月12日(木)

10時より厚生労働委員会があり、午後から質問に立ちました。

18時30分より「近しく・親しく藤井基之先生と語る会」を開催。



平成30年4月18日(水)

10時より本会議。

平成30年4月25日(水)

10時より本会議。

平成30年5月17日(木)

10時より厚生労働委員会。



平成30年5月21日(月)

13時より決算委員会において質問に立ちました。



平成30年5月25日(金)

10時より本会議。

平成30年5月30日(水)

10時より本会議。

10時からの厚生労働委員会において、食品衛生法の一部改正法案について審議が行われ、午後から質問に立ちました。いわゆる健康食品による健康被害防止対策の必要性、消費者に対する啓発活動の重要性、健康食品という言葉の妥当性、広島県薬剤師会から入手した地対協のデータ、日本薬剤師会の試験検査センター委員会による機能性表示食品の崩壊試験結果に言及しての品質確保の必要性、調剤報酬・かかりつけ薬剤師指導料の算定要件として健康食品の使用状況の把握が求められていることに言及しての薬剤師・薬局の活用等について質問し、厚生労働省及び消費者庁より前向きな答弁がなされました。

生産性向上特別措置法及び産業競争力強化法の一部改正法案について世耕経済産業大臣より趣旨説明がありその後質疑が行われました。引き続き人事訴訟法の一部改正法案など5法案について採決が行われいずれも可決されました。

一部野党議員欠席のまま本会議が開かれ、マラケシユ条約および香港国際条約締結承認の件について採決が行われ全会一致で可決されました。

医療法および医師法の一部改正法案の審議の後に採択が行われ可決されました。その後休憩に入り、休憩後13時20分より質問に立ちました。昨年の偽造医薬品流通や不正請求事案の発生を受けての薬局開設者の要件強化、ガバナンスの在り方など、麻疹の流行について、外国人観光客の感染症罹患問題について、今年のインフルエンザ流行について、および健康保険組合の赤字問題について質問を行いました。

新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンの備蓄状況、細胞培養法によるパンデミックワクチンの製造体制の状況、細胞培養法という製造技術の季節性インフルエンザワクチン生産への活用可能性等について質問しました。

消費者契約法の一部改正法案の趣旨説明が福井国務大臣より行われその後質疑が行われました。さらに学校教育法、森林経営管理法の一部改正法案など7法案について採決が行われいずれも可決されました。

民法の一部改正法案(成年年齢18歳など)についての趣旨説明が上川法務大臣より行われ、その後各会派代表による質疑が行われました。



藤井もとゆき国会日記 その2

平成30年6月2日(土)
18時より本田あきこさんを激励する会に出席しました。



平成30年6月11日(月)
17時15分より加藤厚生労働大臣を訪問。



平成30年6月18日(月)
11時より薬剤師議員懇談会世話人会をキャピタル東急ホテルにて開催しました。



平成30年6月19日(火)
10時より厚生労働委員会、働き方改革推進法案について審議および国会質問に立ちました。

平成30年7月5日(木)
10時より厚生労働委員会にて健康増進法関連の国会質問に立ちました。

平成30年7月20日(金)
18時5分より厚生労働委員会。
18時40分より沖縄・北方領土問題特別委員会。
19時10分より決算委員会。
各委員会がそれぞれ開催され閉会処理。
20時20分より本会議

TKP ガーデンシティ竹橋で開催されました「本田あきこさんを激励する会 in 東京」に出席しました。早いもので、次期参議院議員選挙は、約1年後の来夏となりました。支援者の方々のお力を頂戴し、ぜひとも国会に迎え、一緒に活動したいものです。

製薬産業勉強会として加藤厚生労働大臣を訪問し「イノベーション創出による社会課題解決に向けた提言」を提出しました。新薬創出・適応外薬解消等促進加算の見直しや、費用対効果評価の活用方法、中間年薬価改定の在り方、イノベーション創出の環境整備策など医薬品産業政策全般についての提言が盛り込まれています。

昨年11月以来の開催となる自民党薬剤師問題議員懇談会です。午前開催の世話人会で、各都道府県薬剤師会の了解が得られている衆参9名の国会議員の新規入会が承認され、衆参議員合計263名の大所帯となりました。会員議員には薬剤師問題に対する十分なお理解をお願いするとともに、議員懇所属議員にふさわしい積極的な政治活動を強く期待するものです。都道府県薬剤師会・薬剤師連盟の強いサポートを期待します!

働き方改革推進法案について審議が行われ、13時50分より国会質問に立ちました。働き方改革推進法案に関連して、長時間労働の是正について、研究開発業務従事者の高度プロフェッショナル制度契約について、女性の方の働き方改革について、介護業務への関心度を高める件などについて質問を行いました。

13時10分より今国会5度目の国会質問に立ちました。2003年よりの健康増進法実施後の受動喫煙の状況、今回の改正法案実施後の効果、加熱式タバコが日本で急増している要因、その有害性、WHOの見解及び、行政機関第一種施設の該当施設についての分類などについて質問を行いました。

今国会の会期は延長され7月22日までですが、本日が平日最終日。野党の虚しい抵抗策は、昨日の参議院議長不信任案提出、今日の内閣不信任案提出と長時間演説。不信任案はどちらも粛々と否決され、20:20より開催の参議院本会議で、最後の対決法案となっていた「IR法案」が賛成多数で成立。期末処理等案件をも済ませ、21時半過ぎ国会は事実上終了しました。



岩本町、歴史の漂う街

公益財団法人 ヒューマンサイエンス振興財団

理事長 高柳輝夫

東京都千代田区岩本町二丁目、水天宮通りに面した地に公益財団法人 ヒューマンサイエンス振興財団（以下 HS 財団）の事務所があります。神田お玉が池、北辰一刀流の開祖・千葉周作の道場玄武館があったところ、東京大学医学部の前進であるお玉が池種痘所発祥の地でもあるのです。一方、この界限には江戸時代後期から幕末にかけて儒学者や漢学者等多くの文人が住み、学問の中心地、即ち文人墨客の街でもあったとのこと。但し、お玉が池と呼ばれた辺りがどこであったかということとはほとんど分かっていないようです。

ところで、HS 財団は昭和61年春に設立され、既に32年の歴史が刻まれました。当時厚生省の藤井基之先生が設立に大いに尽力され、その後も平成9年から3年間に亘り HS 財団で専務理事としてご活躍されたことは皆様ご承知の通りです。なお、HS 財団の事務所は設立から平成23年まで小伝馬町に置かれておりましたが、諸般の事情によりその後、岩本町二丁目に移り、現在に至っております。

さらに、平成25年度からは公益財団法人として新たに出発し、弊財団の目的と使命である「医薬品、医療・福祉機器、保健衛生等に関連する先端的・基盤的科学技術の振興ならびに人類の健康と福祉への寄与」そして「事業活動の成果の会員さらには広く国民への還元」を目指して健全な運営・活動のために日々努めております。

話題を神田お玉が池に戻しましょう。

「神田お玉が池の千葉周作道場」という表現に馴染んでいらっしゃる方も多々と思います。神田お玉が池は上野の不忍池よりも大きかったようですが、江戸時代後期に神田山（駿河台）を削って埋め、住宅地となり、一気に新しい施設や住居が建設されたそうです。最初は桜が池と呼ばれていたようですが、池の辺にあった茶店のお玉という女性が池に身を投げたという古事からお玉が池と呼ばれるようになったということです。そして、その地に、幕末の三大道場の一つとされる千葉周作の道場玄武館があったのです。

また、近くには「お玉が池種痘所」の碑がありますが、安政5年(1858年)、蘭学者伊東玄朴ら82名が共同出資して創設されたもので、東京大学医学部の前身とされています。この界限には、お玉が池とそこで暮らした人々を偲ぶ記念碑が数多く建てられています。

皆様がこの界限を訪問される機会には、上述のような歴史を偲びながらこの地を歩いていただくことをお勧めいたします。

《紹介した場所の最寄り駅》岩本町 [都営地下鉄新宿線]、小伝馬町 [東京メトロ日比谷線]、神田 [JR 中央線・山手線・京浜東北線] あるいは秋葉原 [JR 山手線・京浜東北線・総武線・つくばエクスプレス線・東京メトロ日比谷線] で徒歩5分～10分の距離です。

「近しく・親しく 藤井基之先生と懇談 する会」開催！！

日時：平成30年4月12日（木）
午後6時30分～8時40分
場所：KKRホテル東京
孔雀の間

平成30年4月12日「近しく・親しく藤井基之先生と懇談する会」が、大勢の方々にお集まりいただき、KKR ホテル東京「孔雀の間」にて開催されました。第1部では、もとゆき会からの報告、中通会長よりのご挨拶、藤井先生より国会活動報告を行って戴きました。引き続き第2部では、美しい夜景を見ながら、近しく・親しく藤井基之先生と懇談する楽しく盛り上がる会となりました。



計 報

もとゆき会幹事を務められていた上野雅男様は、平成30年7月19日ご逝去（享年77歳）されました。生前のご支援に感謝申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます

もとゆき会入会の案内

もとゆき会とは、藤井基之先生の政治家としての大成を期するため活動している政治資金規正法に基づく政治団体です。藤井基之先生の政治理念や人柄などに共鳴した人々の「藤井もとゆきファンクラブ」のようなものです。「藤井もとゆき勝手連」とも通称しています。会員になりたい方、関心のある方は、下記の藤井基之事務所にお問い合わせください。

入会金や会費はありませんが、個々の事業や活動の実施に必要な場合は、その都度、費用を会員や参加者から徴収させていただきます。

もとゆき会の活動をご理解いただくために、ホームページを開設いたしておりますので、右記アドレスにアクセスしてみてください。

藤井基之国会事務所

〒100-8962
東京都千代田区永田町 2-1-1
参議院議員会館 1218 号室
☎ 03-6550-1218
Fax 03-3597-9393

藤井基之浜町事務所

〒103-0007
東京都中央区日本橋浜町 2-35-7
島鶴ビル 601号
☎ 03-3660-4302
Fax 03-3660-4328



もとゆき会 HP:
<http://www.fujii.tv/>

